

【補聴器】補装具費支給の手続き

相談

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・申請前に不明なことがある場合はお住まいの市町村の障害福祉担当にご相談ください。
 - ・申請を希望する方には「医師意見書」など必要な書類をお渡します。

受診

- ◆ 医療機関
 - ・身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師の診察を受けます。
 - ・医師が「医師意見書」を作成します。

補聴器の 選定

- ◆ 補聴器販売店
 - ・医師意見書の内容をもとに補聴器を試し、ご自身に合う補聴器を選びます。
 - ・補聴器販売店が「見積書」を作成します。

申請

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・必要な書類（下記参照）を提出し、申請手続きをします。

判定

- ◆ 山梨県障害者相談所
 - ・提出された書類をもとに、補装具費の支給が適当かどうか判定します。

支給決定

- ◆ 市町村障害福祉担当
 - ・判定の結果をもとに、支給の決定をします。
 - ・市町村から、支給決定通知書と支給券が発行されます。

受領

- ◆ 補聴器販売店
 - ・補聴器を受け取ります。
 - ・支給券を持参してください。利用者負担金がある場合は支払います。

【対象者】身体障害者手帳（聴覚障害）を所持している方

【申請に必要な書類】

- ・身体障害者手帳（写）、医師意見書、見積書 ほか
- ※所得状況の確認等でマイナンバーを利用する場合があります。
詳しくはお住まいの市町村の障害福祉担当へお問い合わせください。